

なりたエコニュース

6月は環境月間

毎年6月5日は「環境の日」です。国では、環境の日を含む6月を「環境月間」とし、さまざまな取り組みを推進しています。

また、市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を未来につなげるため、地球温暖化対策を進めています。この機会に、私たちの身近にある環境について考えてみませんか。

省エネルギー・脱炭素

- 体調などを考慮しながらエアコンの設定温度を低くし過ぎないようにする
- 扇風機などを併用して部屋の空気を循環させる
- 照明はLEDの物などに早めに交換する

市では、太陽光発電システムなどの住宅用省エネルギー設備を設置した人に、設置費用の一部を補助しています。今年度から、補助対象に集合住宅向けの電気自動車用充電設備を追加しました。

ごみの減量

- マイバッグ・マイボトルを活用することで、焼却時に二酸化炭素などの温室効果ガスを多く排出するプラスチックごみの量を削減する
- プラマークの付いた「プラスチック製容器包装」は、白色の指

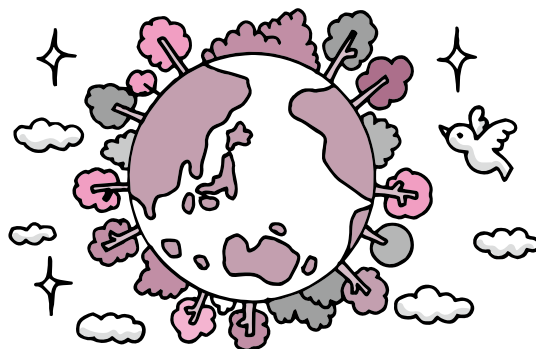
定袋に分別して出すことで資源物として再利用する
○包装紙やお菓子の箱などの「雑がみ」は不要な紙袋に入れ、紙袋の上から十文字に縛って出す

水環境の保全

トイレや炊事、風呂、洗濯など、1日で1人当たり約250リットルの生活排水を出しています。

この生活排水のうち、トイレ以外で一番汚れの量が多いのは、台所からの排水です。食べ残しや油を流さないなど、皆さんの工夫で汚れの量を減らし、きれいな水環境をつくりましょう。また、河川やため池にごみを捨てると水環境が汚染されますので、絶対にごみを捨てないでください。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。



消費生活相談Q&A

中途解約時は契約期間の確認を!

Q 脱毛エステ店で、1年間の契約期間とその後2年間のサポート期間で計18回の施術を受けられるコースに申し込み、契約金を一括で支払いました。半年間施術を受けた後、妊娠を機に休会したのですが、その後1年経っても体調が良くならなかったため中途解約を申し出ると、契約期間を過ぎていたため解約はできないと言われました。契約期間中に休会を申し入れているので、まだ契約期間内だと思うのですが、解約できないのでしょうか。

A 脱毛エステなどの長期間にわたるコースは、有償で施術を受けられる契約期間と無償で施術を受けられるサポート期間に分かれているものがよく見られます。特定商取引法の中途解約精算ルールでは、有償での契約期間のみが対象となるため、今回の場合、中途解約できるのは契約期間である1年間です。契約期間内に休会を申し出ている場合であっても、契約期間が延長されるということはありません。

契約時は、必ず有償の契約期間と施術回数を契約書で確認し、

どのタイミングで中途解約ができなくなるのか把握しておきましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



ジェネリック医薬品

切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品の普及は、一人一人の自己負担額や市・健康保険組合などの負担額の軽減につながります。特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によって、ジェネリック医薬品として承認されます。

切り替えることで自己負担が軽減

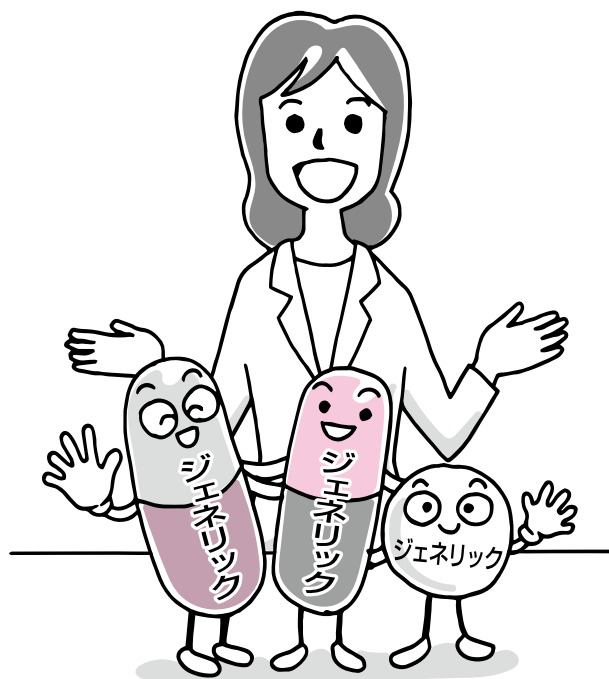
新薬の研究開発には、9～17年の長い歳月と、1,000億円近くの費用を要するといわれています。薬の価格には、その莫大な開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3～5割程度安くなっており、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えできない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

対象者には通知を送付

「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を6月下旬に、はがきで送付します。これは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は18歳以上の国民



健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、6月11日(火)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については必要ありません。

※くわしくは同課へ。

¥ 年金の振込通知書

発行は年1回です

国民年金・厚生年金・船員保険の年金は、支払月(偶数月)の15日に、希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。「振込通知書」は年1回、日本年金機構から6月に送付され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。年金の支払額に変更があった時や、受け取る預金口座を変更した時などは、変更後の内容が改めて通知されます。

郵便局の窓口で、通知書と引き換えに現金で受け取りをしている人には、支払い月ごとに「支払通知書」が送付されます。

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。

